

患者、家族の面会・付き添いについて

2025 年 6 月 16 日（月）

感染管理室作成

1. 面会について

1-1 面会時間

- 午後：14：00～20:00
- 面会時間は 1 時間以内を目安とする。

1-2 面会者

- 12 歳以上の親族、同居者、キーパーソン等

1-3 面会人数

- 原則：1 度に 2 名まで（原則：12 歳未満のこどもの面会禁止）

ただし、お看取り、終末期、急変時等については、12 歳未満のこどもであっても感染対策に協力出来る場合に、担当医とセクション科長の判断にて可とする。

感染対策条件：マスク装着、手指衛生への協力、発熱、下痢等の症状がなく何らかの感染症に罹患していない事

お看取り、終末期、急変時等についての面会人数については、感染対策上の観点および他患者への影響も考慮した上で、担当医とセクション科長にて判断する事。

1-4 面会許可

- 終末期、急変時、または担当医が必要と判断した場合は、柔軟に対応する。
- 面会受付：平日は 1 階総合受付 14 時～17 時
休日は防災センター 17 時以降
- 面会時は、面会者は面会簿に面会者氏名、患者名、体調を記載し面会許可バッジを受け取り目に見える場所に付ける
- 体調確認表の別紙記載は不要（病棟へ提出する体調確認表等はなし。）
- 土日祝日・平日 17：00 以降の防災センターから病棟への一般的な面会者来棟を知らせる電話連絡はなし（※緊急時等は電話連絡あり）
- 原則：面会者はナースステーションへ声掛け後に面会を行う

1-5 面会時のお願い事項

- マスク着用、手指衛生（手指消毒）を徹底する
- 面会時の飲食は不可（患者の食事介助等で介助者がマスクを着用している場合は可）
- 病院 1 階のトイレを使用すること

2. 付き添いについて

2-1 原則

- 入院患者の付き添いは不可

※ただし、以下の許可例に限り担当医とセクション長の判断にて可とする。

2-2 許可例

- 終末期患者や重症患者
- 急変時
- 高齢患者、介助が必要な患者、特別な配慮が必要な場合
- 家族の付き添いが無ければ入院生活が成立しない場合

2-3 付き添い者の条件

- 患者が個室（あるいは大部屋個室など）に限る
- 付き添いは、体調管理（発熱、咳、下痢などの症状がないこと）。
- 15歳以下でないこと
- マスク着用・手指衛生を徹底すること。

3. その他の留意点

- 新型コロナウイルス感染症やその他感染症の流行状況に応じて、面会・付き添いの制限を行う場合がある
- その他、病院規則や担当医の指示に従うこと